

裁判員制度10年の動向と より身近な司法を目指して

岡山地方裁判所第2刑事部

部総括判事 御山 真理子

1 裁判員制度導入の理念

(1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律1条

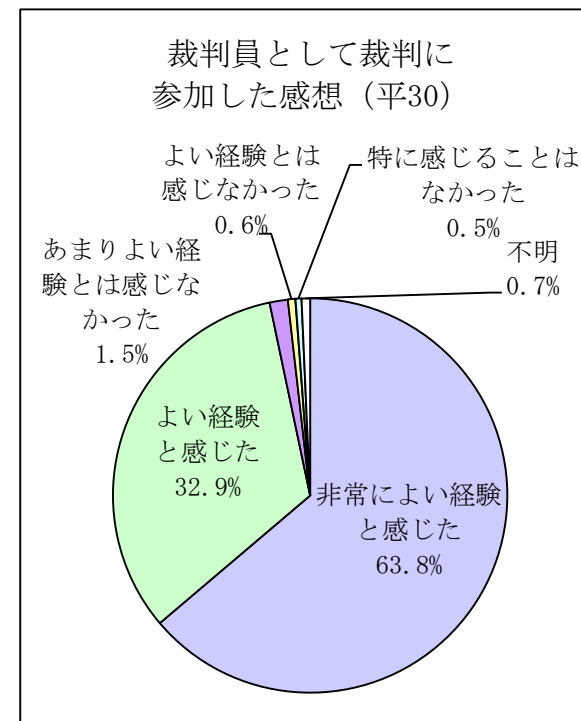
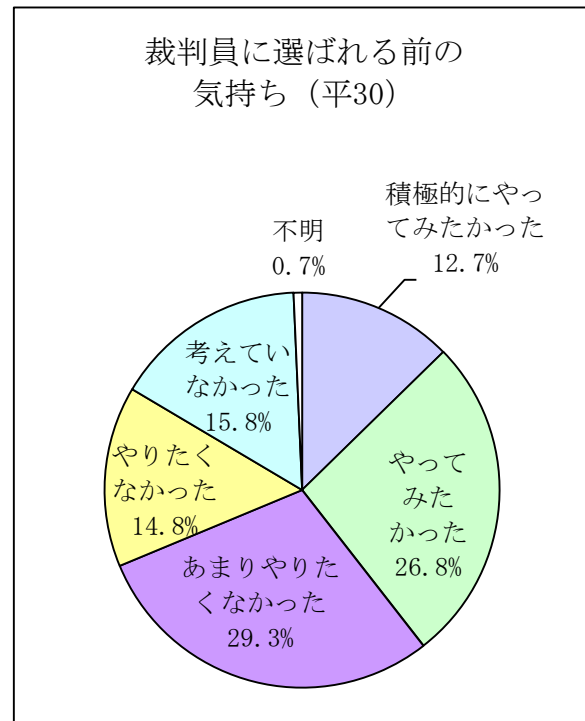
この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが**司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上**に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

(2) 裁判員等経験者の声

(平成31年3月の岡山地裁の意見交換会より抜粋)

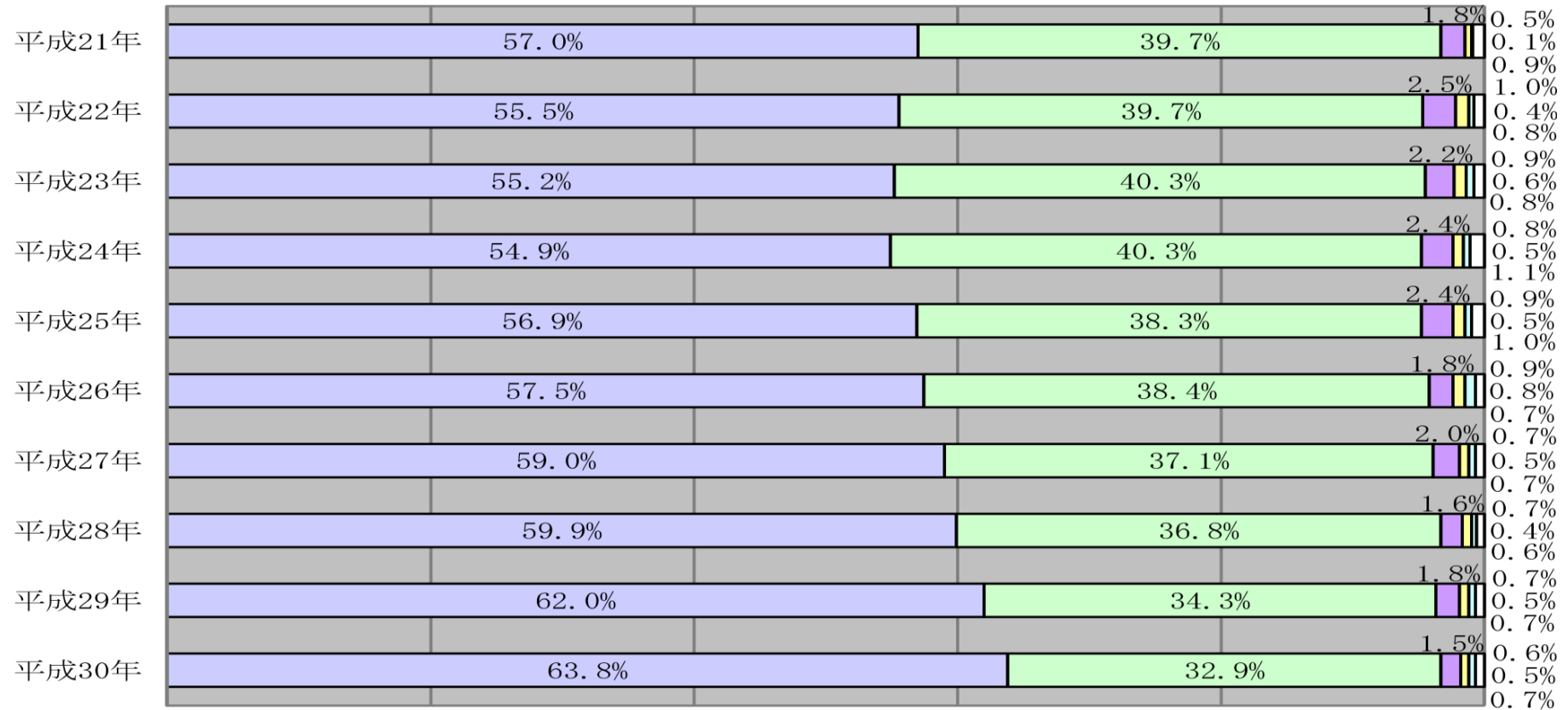
すごく貴重な経験で、この一つのことに対して集中してやれるっていうことは、今までの人生の中でもなかった。人生観が変わったというか、行動に対しても責任を持って行動しなければいけないと感じて生活できるようになった。

図表1 裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員として裁判に参加した感想



裁判員として裁判に参加した感想

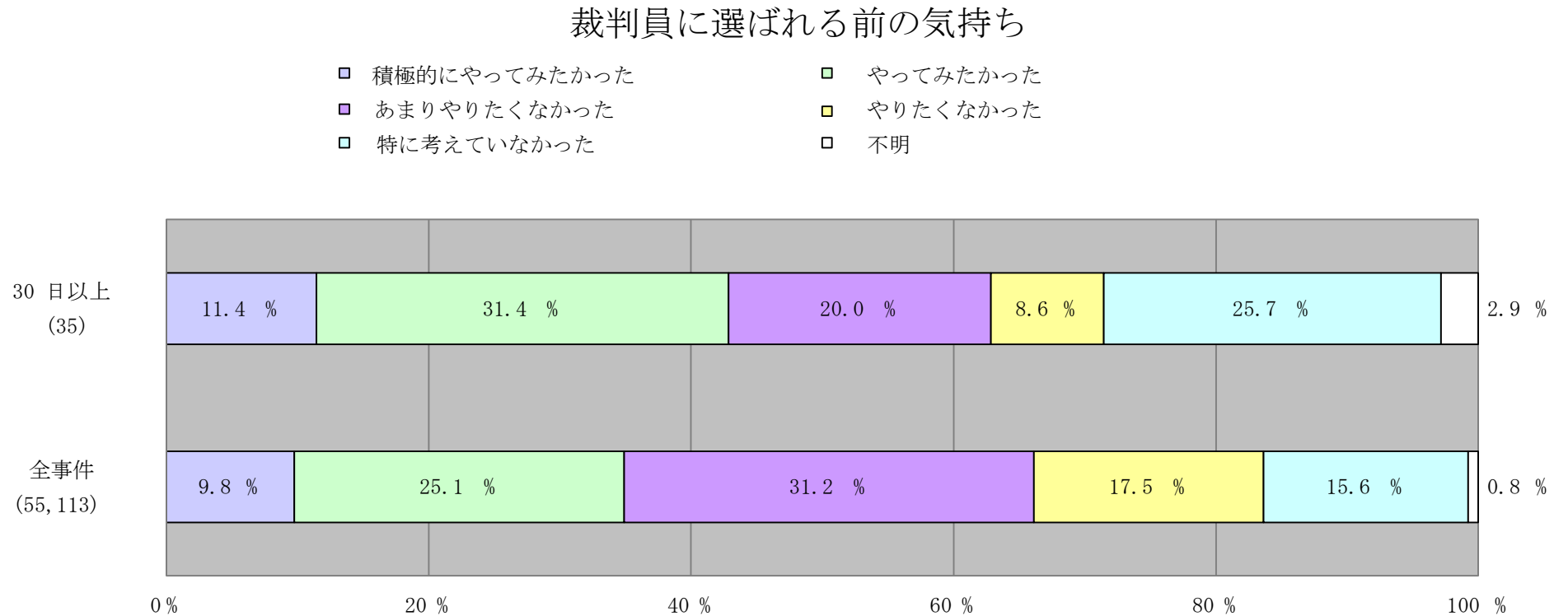
- 非常によい経験と感じた
- よい経験と感じた
- あまりよい経験とは感じなかった
- よい経験とは感じなかった
- 特に感じることはなかった
- 不明



- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）
 3 「裁判員として裁判に参加した感想」のグラフのうち、欄外の数値の上段は「よい経験とは感じなかった」、中段は「特に感じることはなかった」、下段は「不明」の数値である。

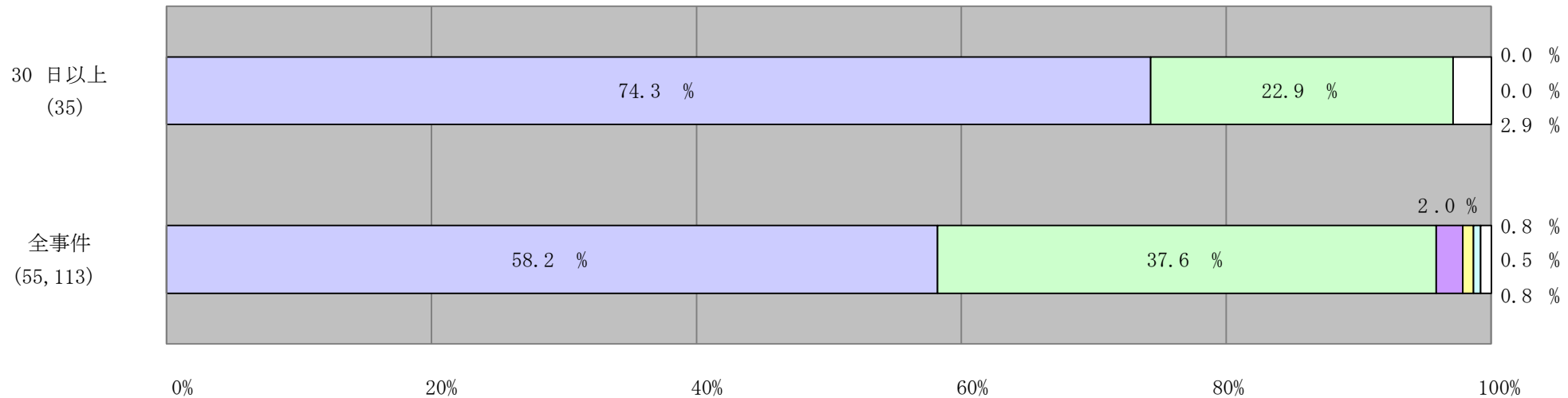
(裁判員制度10年の総括報告書より)

図表2 裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員として裁判に参加した感想
(長期審理事件(審理実日数30日以上。平成23~30年度))



裁判員として裁判に参加した感想

- 非常によい経験と感じた
- よい経験と感じた
- あまりよい経験とは感じなかった
- よい経験とは感じなかった
- 特に感じることはなかった
- 不明

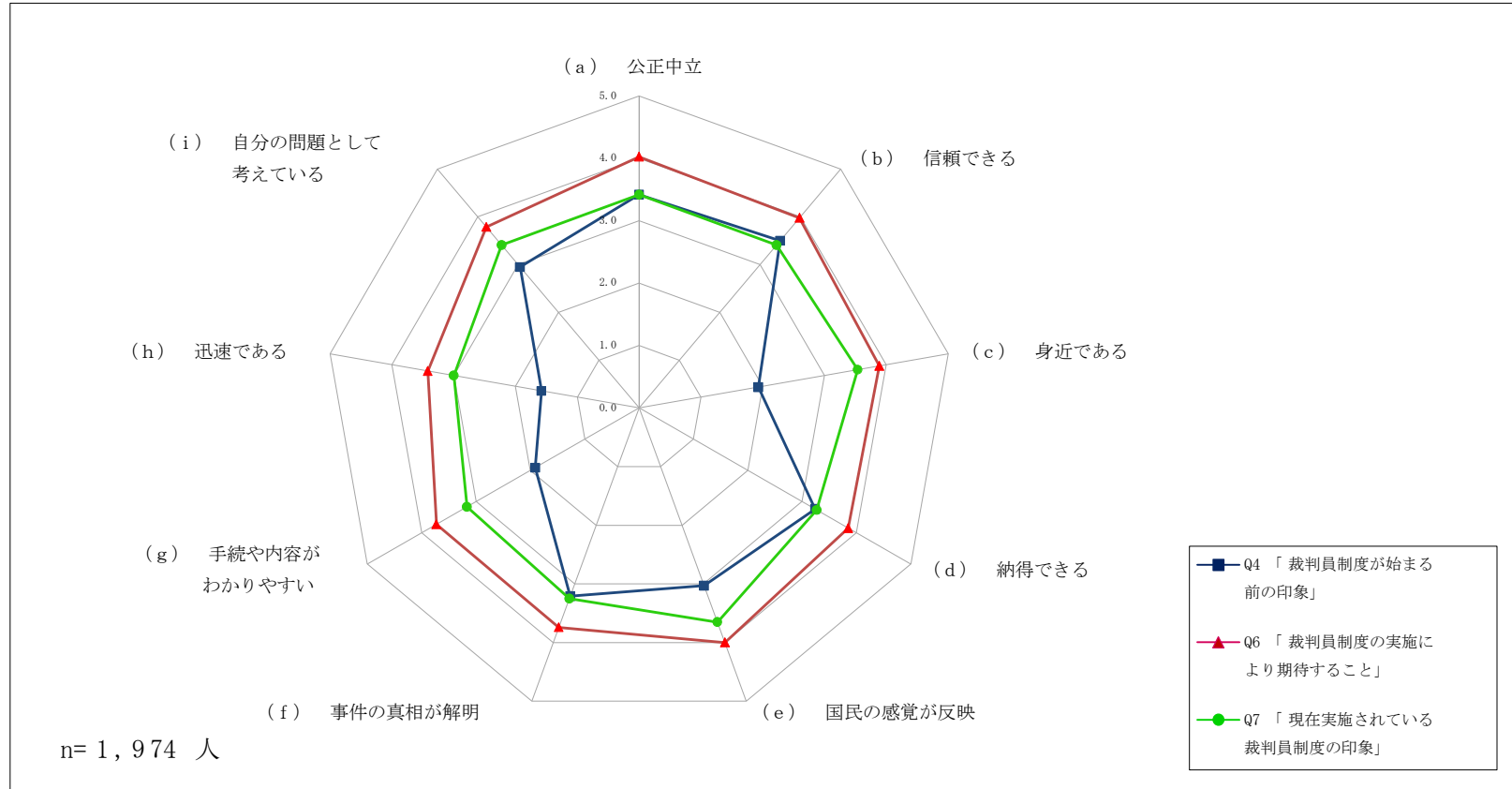


- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員は含まない。）
 3 審理実日数は、実際に審理を行った日のみ（審理及び評議を行った日を含む。）を計上したものであり、裁判員等選任手続や評議、判決宣告のみを行った日は含まない。
 4 平成22年度までは、アンケートの審理実日数区分が平成23年度以降と異なるため、30日以上のデータを抽出できない。
 5 審理実日数30日以上の事件の実審理期間は、87～207日であり、いずれも2か月を超える。
 6 「裁判員として裁判に参加した感想」のグラフのうち、欄外の数値の上段は「よい経験とは感じなかった」、中段は「特に感じることはなかった」、下段は「不明」の数値である。

(裁判員制度10年の総括報告書より)
* 平成21年～29年度は省略

図表3 刑事裁判の印象(平成21～30年度意識調査)

(平成30年度調査結果)



Q4:「裁判員制度が始まる前の印象」, Q6:「裁判員制度の実施により期待すること」, Q7:「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「(c) 身近である」, 「(g) 手続や内容がわかりやすい」, 「(h) 迅速である」はQ4よりもQ6, Q7の点数が目立って高くなっている。

2 出席率・辞退率について

(1) 「出席率」とは

ア $(\text{選任手続期日に出席した裁判員候補者数}) \div (\text{選定された裁判員候補者数}) \times 100$

イ $(\text{選任手続期日に出席した裁判員候補者数}) \div (\text{選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数}) \times 100$

→ 裁判所では、一般的にイの数値を使用している。

(2) 「辞退率」とは

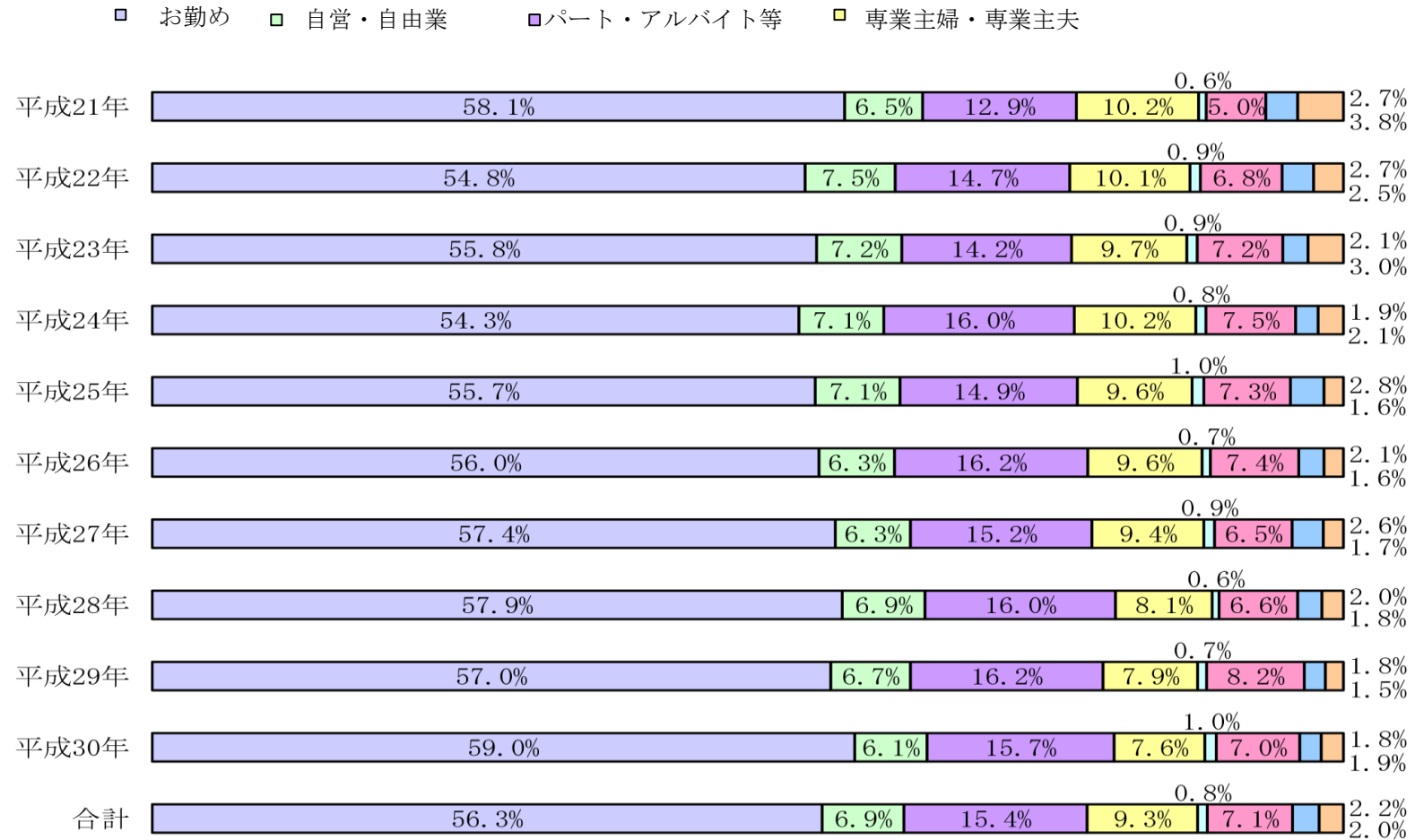
$(\text{辞退が認められた裁判員候補者数}) \div (\text{選定された裁判員候補者数}) \times 100$

(3) 出席者の構成(職業・年齢)の統計について

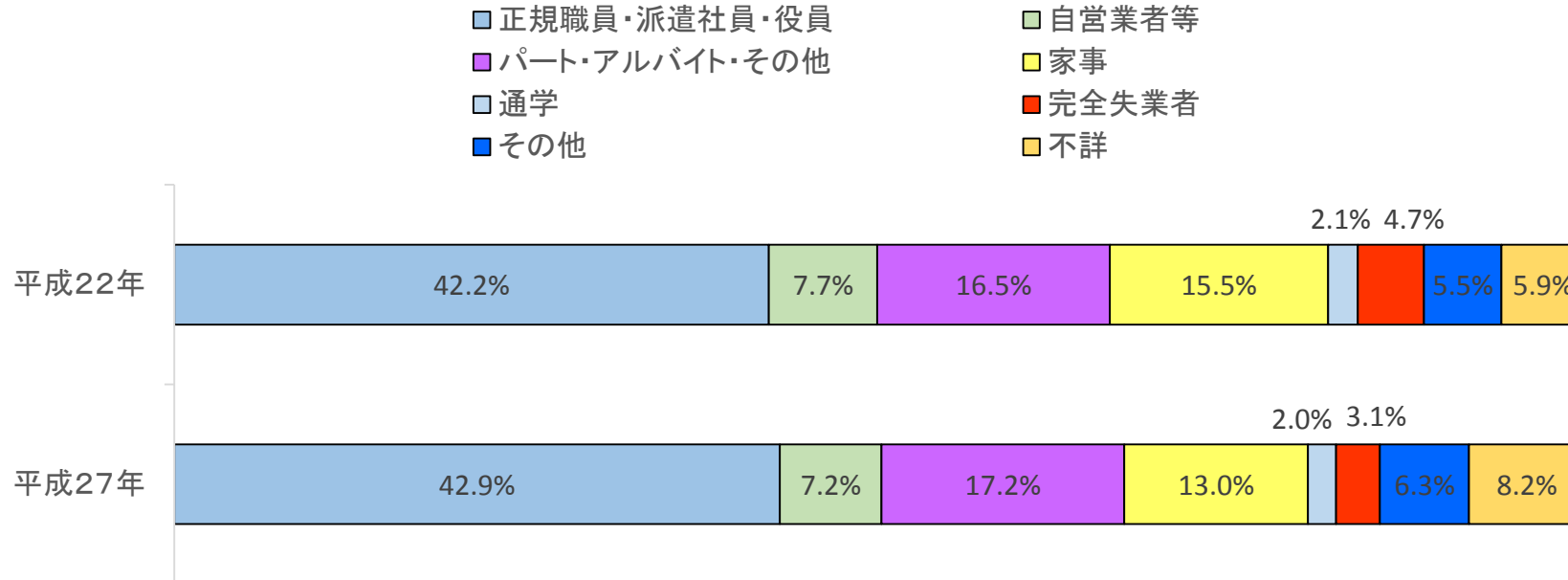
以前、裁判員制度をテーマとして取り上げた地裁委員会(平成28年11月開催)では、出席者の職業・年齢の統計が話題となった。

裁判員の構成(職業別・年齢別)から見て、その母体となる裁判員候補者や出席者の構成(職業別・年齢別)もおおむね同じと考えられる。

図表6 裁判員の構成(職業別)



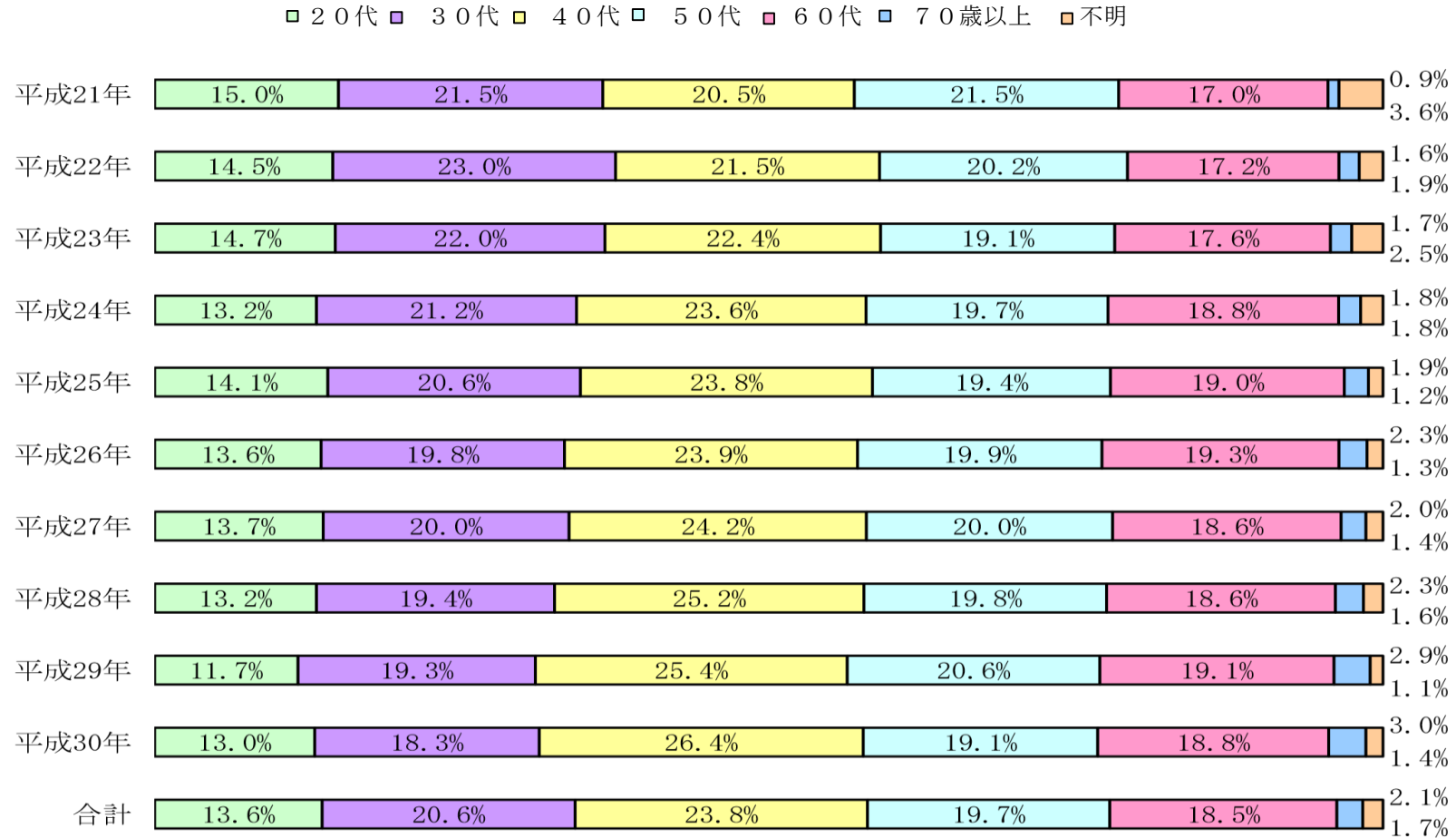
〈参考〉 国勢調査（職業別）（20～60代）



- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）
 3 国勢調査のグラフは、産業等基本集計（平成22年）及び就業状態等基本集計（平成27年）から「15～19歳」及び「70歳以上」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いて作成した（なお、従業上の地位「不詳」を含まない数値である。）。

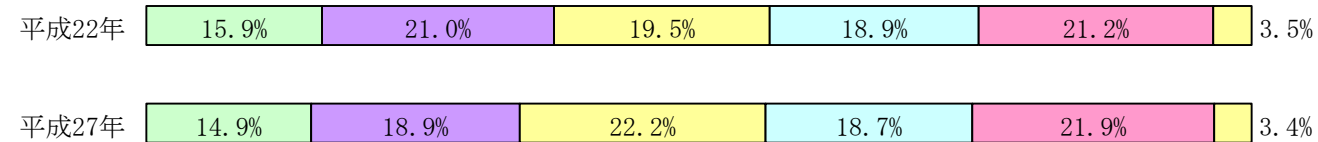
(裁判員制度10年の総括報告書より)

図表7 裁判員の構成（年代別）



〈参考〉 国勢調査（年代別）（20代～60代）

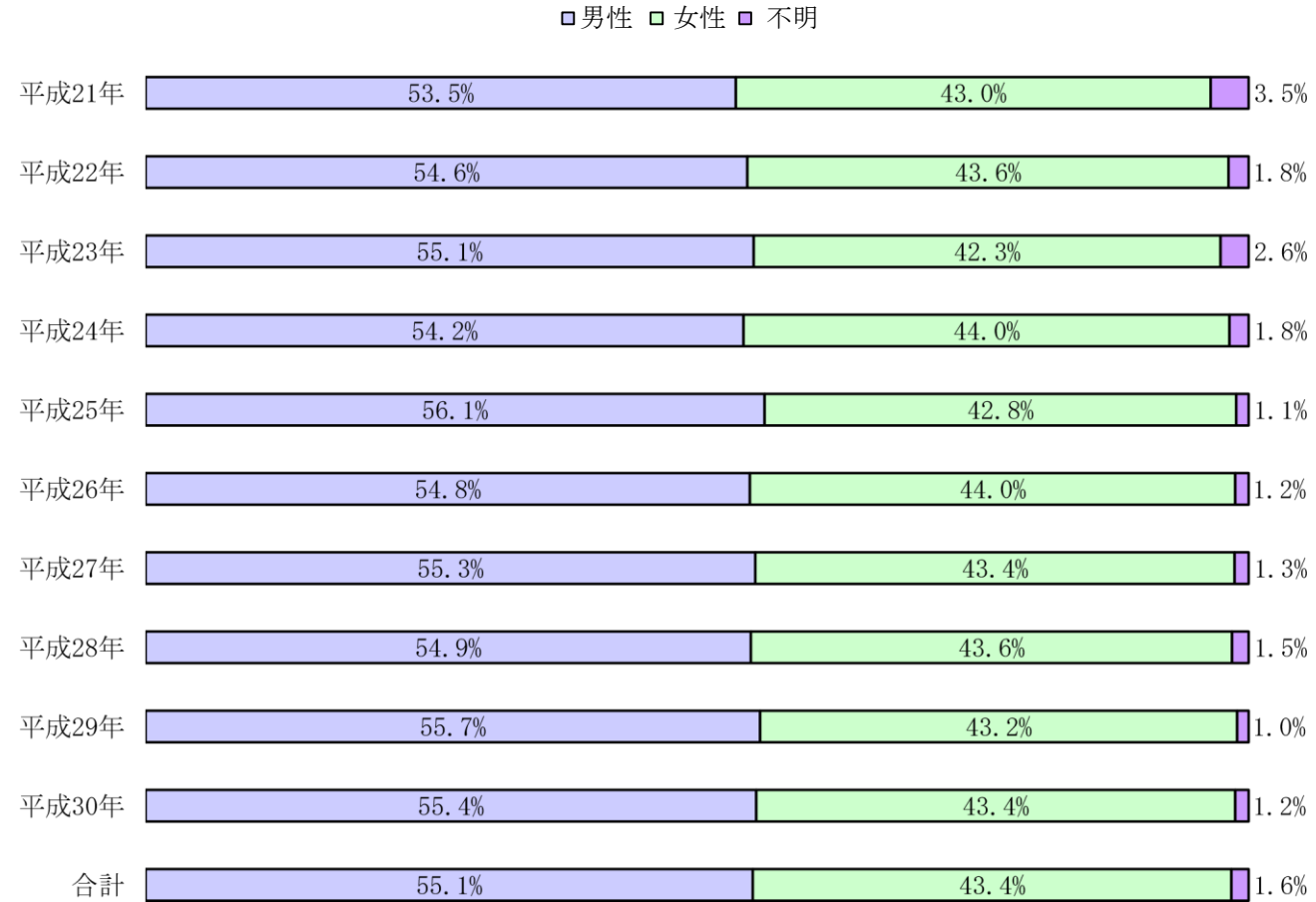
□ 20代 □ 30代 □ 40代 □ 50代 □ 60代 □ その他



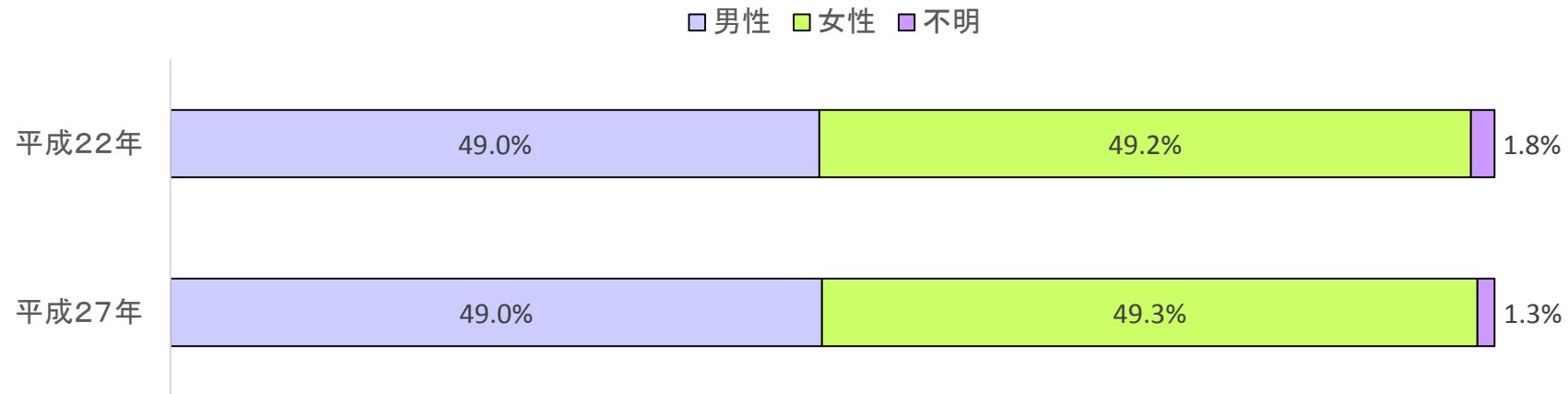
- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）
3 欄外の数値の上段は「70歳以上」、下段は「不明」の数値である。
4 国勢調査のグラフは、人口等基本集計から「0～19歳」、「70歳以上」及び「不明」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いた。
さらに、その割合の合計が、平成22年については96.5%、平成27年については96.6%（上の裁判員の構成グラフのうち、それぞれ対応する年の「70歳以上」及び「不明」を除いた部分の割合の合計）になるようにしてグラフを作成した。

(裁判員制度10年の総括報告書より)

図表8 裁判員の構成（性別）



〈参考〉国勢調査（性別）（20～60代）

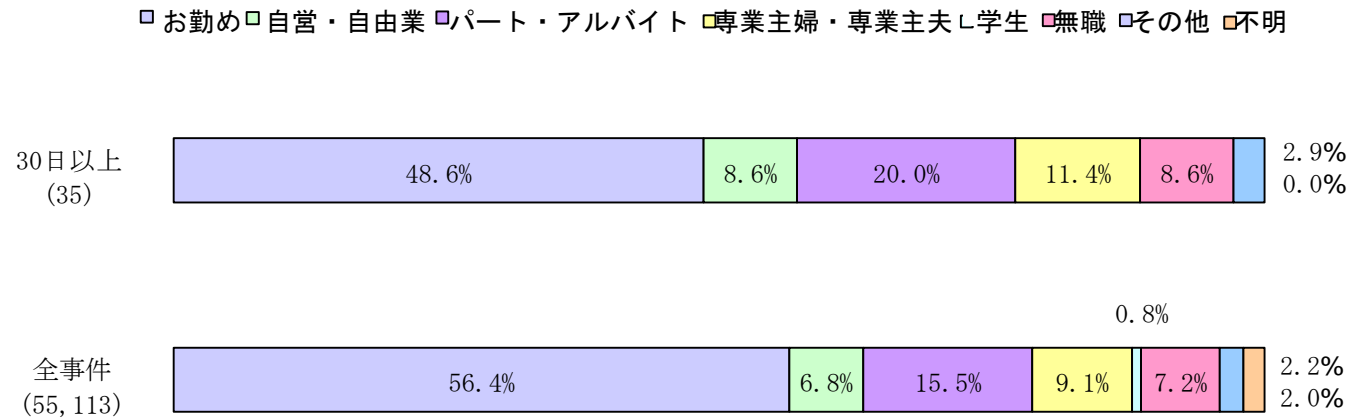


- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）
3 国勢調査のグラフは、人口等基本集計から「0～19歳」、「70歳以上」及び（年齢）「不明」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いた。
さらに、その割合の合計が、平成22年については98.2%、平成27年については98.7%（上の裁判員の構成グラフのうち、それぞれ対応する年の（性別）「不明」を除いた部分の割合の合計）になるようにしてグラフを作成した。

図表9 裁判員の構成

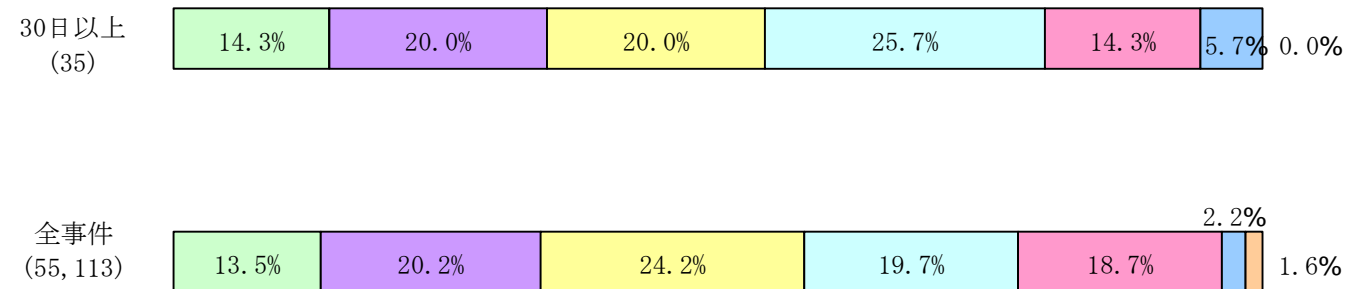
(長期審理事件(審理実日数30日以上。平成23~30年度))

裁判員の構成(職業別)

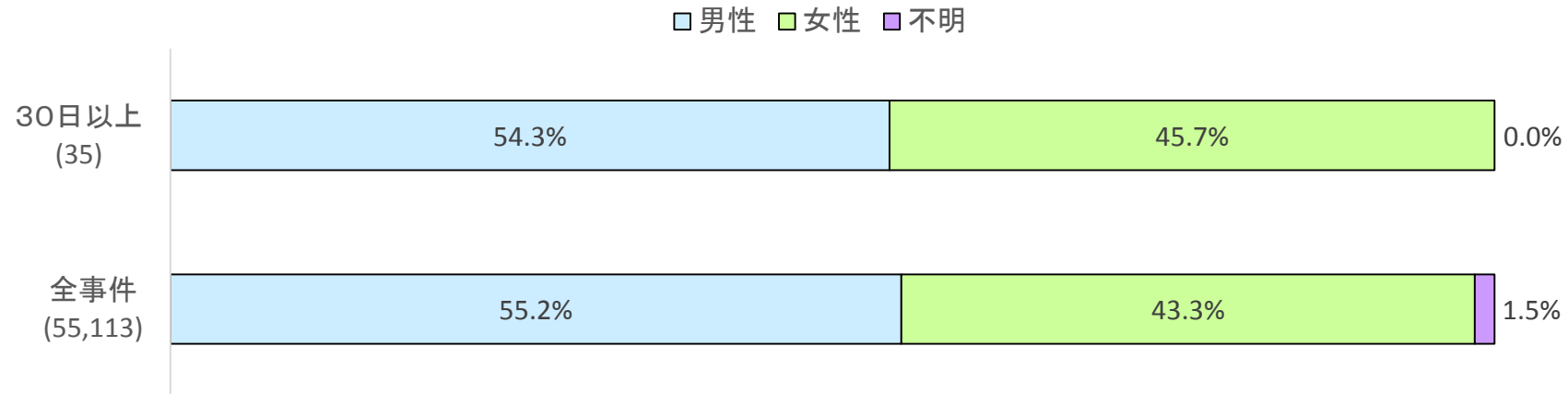


裁判員の構成（年代別）

□ 20代 □ 30代 □ 40代 □ 50代 □ 60代 □ 70代以上 □ 不明



裁判員の構成（性別）



- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。
2 裁判員のみを集計（補充裁判員は含まない。）
3 日数は、審理実日数（実際に審理を行った日のみ（審理及び評議を行った日を含む。）を計上したものであり、裁判員等選任手続や評議、判決宣告のみを行った日は含まない。）による。
4 平成22年度までは、アンケートの審理実日数区分が平成23年度以降と異なるため、審理実日数30日以上のデータを抽出できない。
5 審理実日数30日以上の事件の実審理期間は、87～207日であり、いずれも2か月を超える。
6 裁判員の構成（職業別）のグラフのうち、欄外の数値の上段は「その他」、下段は「不明」である。

(裁判員制度10年の総括報告書より)

図表10 辞退が認められた裁判員候補者数の推移（選任手続段階別）

	選定された裁判員候補者数	辞退が認められた裁判員候補者数		
		総数	選任手続期日前	選任手続期日当日
累計	1,173,888	733,963 (100.0)	687,437 (93.7)	46,526 (6.3)
平成21年	13,423	7,134 (100.0)	6,552 (91.8)	582 (8.2)
平成22年	126,465	66,977 (100.0)	61,251 (91.5)	5,726 (8.5)
平成23年	131,880	77,909 (100.0)	72,144 (92.6)	5,765 (7.4)
平成24年	135,535	83,426 (100.0)	77,748 (93.2)	5,678 (6.8)
平成25年	135,207	85,615 (100.0)	79,733 (93.1)	5,882 (6.9)
平成26年	123,059	79,288 (100.0)	74,219 (93.6)	5,069 (6.4)
平成27年	132,831	86,201 (100.0)	81,209 (94.2)	4,992 (5.8)
平成28年	127,811	82,647 (100.0)	78,063 (94.5)	4,584 (5.5)
平成29年	120,187	79,284 (100.0)	75,128 (94.8)	4,156 (5.2)
平成30年	127,490	85,482 (100.0)	81,390 (95.2)	4,092 (4.8)

- (注) 1 「辞退が認められた裁判員候補者数」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、
 (1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
 2 ()内は%である。
 3 速報値である。

(4) 辞退率・出席率の改善に向けた取組み(岡山)

ア 手続上の工夫

(ア) 雇主に対する協力依頼書面の送付
→ 平成30年9月～

(イ) 事前質問票の未提出者に対する返送依頼書面(裁判員経験者等の感想を掲載)の再送付
→ 平成29年3月～

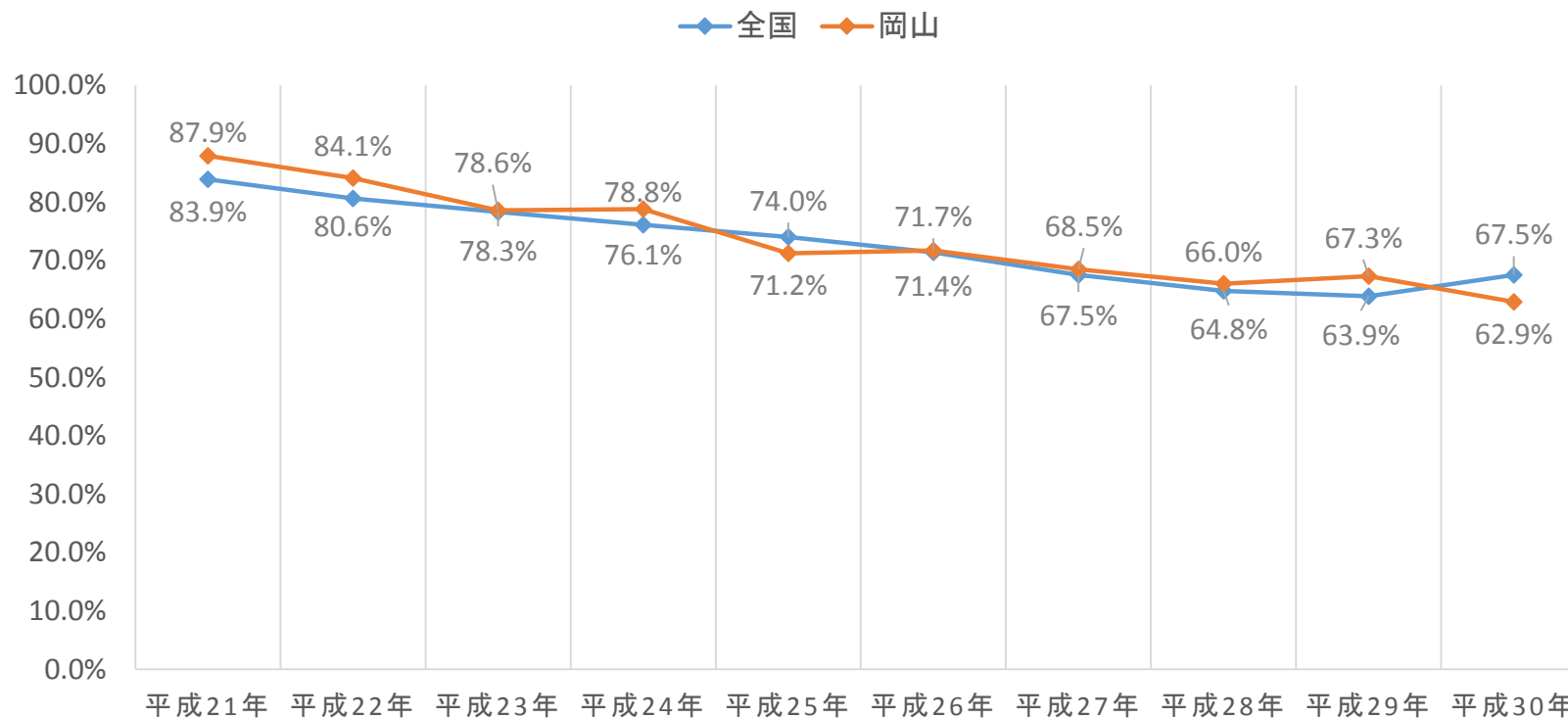
(ウ) 呼出状の不送達となった者に対する再送達
→ 平成29年6月～

イ 広報活動

- (ア) 裁判員等経験者の意見交換会の開催と議事録のウェブサイトへのアップ
→ 平成22年12月～
- (イ) 裁判員制度に関する出前講座
→ 制度開始当初～
- (ウ) 模擬裁判員裁判の実施

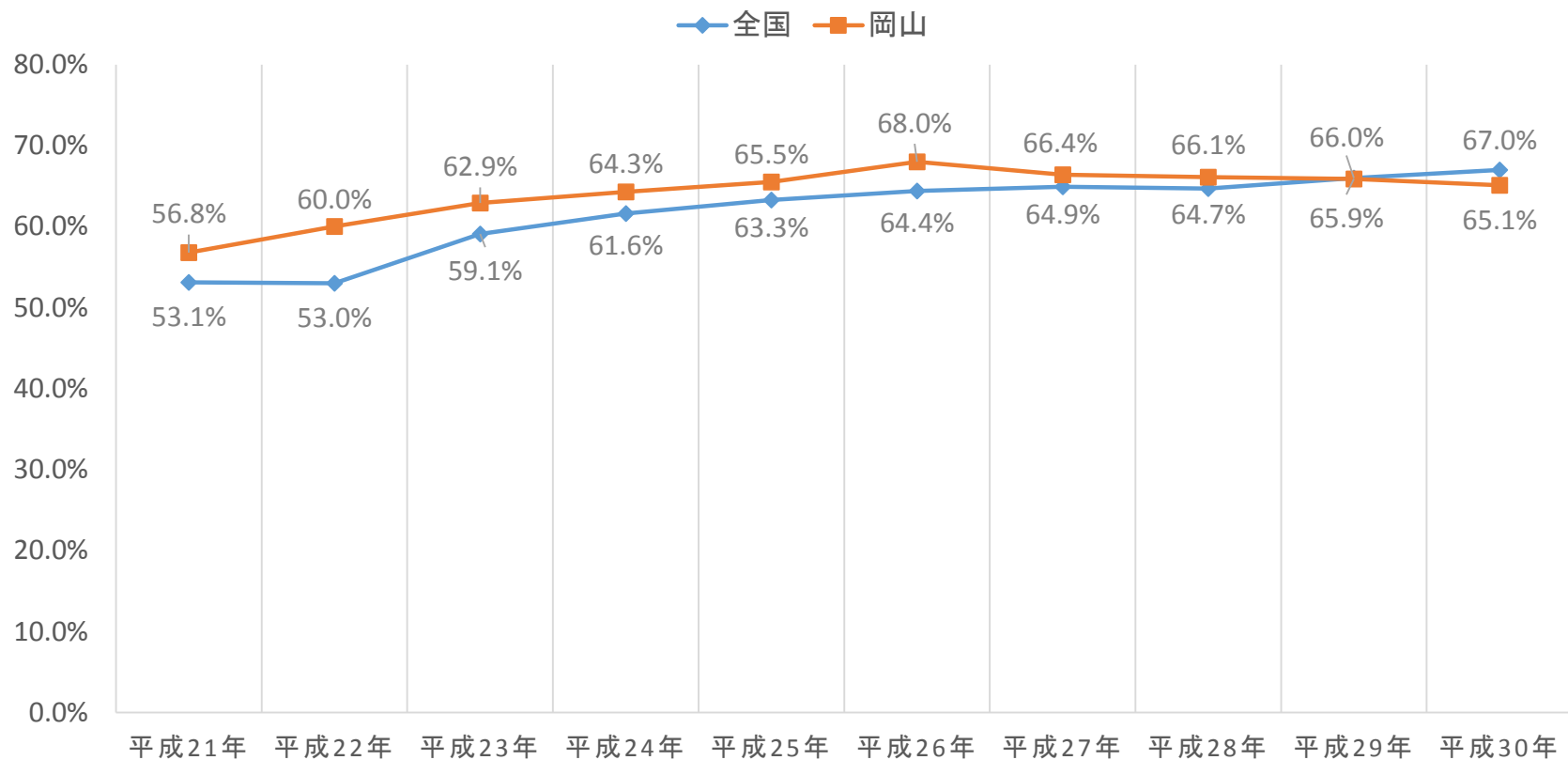
(5) 出席率・辞退率の動向

出席率(全国・岡山)



(注) ここでいう出席率とは、「(選任手続期日に出席した裁判員候補者数)÷(選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数)×100」である。

辞退率(全国・岡山)



(注) ここでいう辞退率とは、「(辞退が認められた裁判員候補者数)÷(選定された裁判員候補者数)×100」である。

(6) 辞退事由とその分析

ア 70歳以上 → 高齢化

イ 介護・養育 → 高齢化

ウ 重要な用務 → 雇用形態の多様化(休暇制度のないフリーランス等)



審理予定日数の増加



審理の充実

3 平均審理期間・評議時間の長期化

図表 1 2 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移 (自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	判決人員	11,541	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027
	平均審理期間 (月)	9.1	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.1
	公判前整理手続期間の平均(月)	7.0	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.2
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.1	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9
自白	判決人員	6,280	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496
	平均審理期間 (月)	7.4	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.7
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.4	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.1
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.0	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6
否認	判決人員	5,261	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531
	平均審理期間(月)	11.3	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.3
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.9	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.0
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.4	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	2.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
2 判決人員は実人員である。
3 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
6 速報値である。

(1) 裁判員裁判対象事件の平均審理期間(岡山)

平成30年 約7.3か月

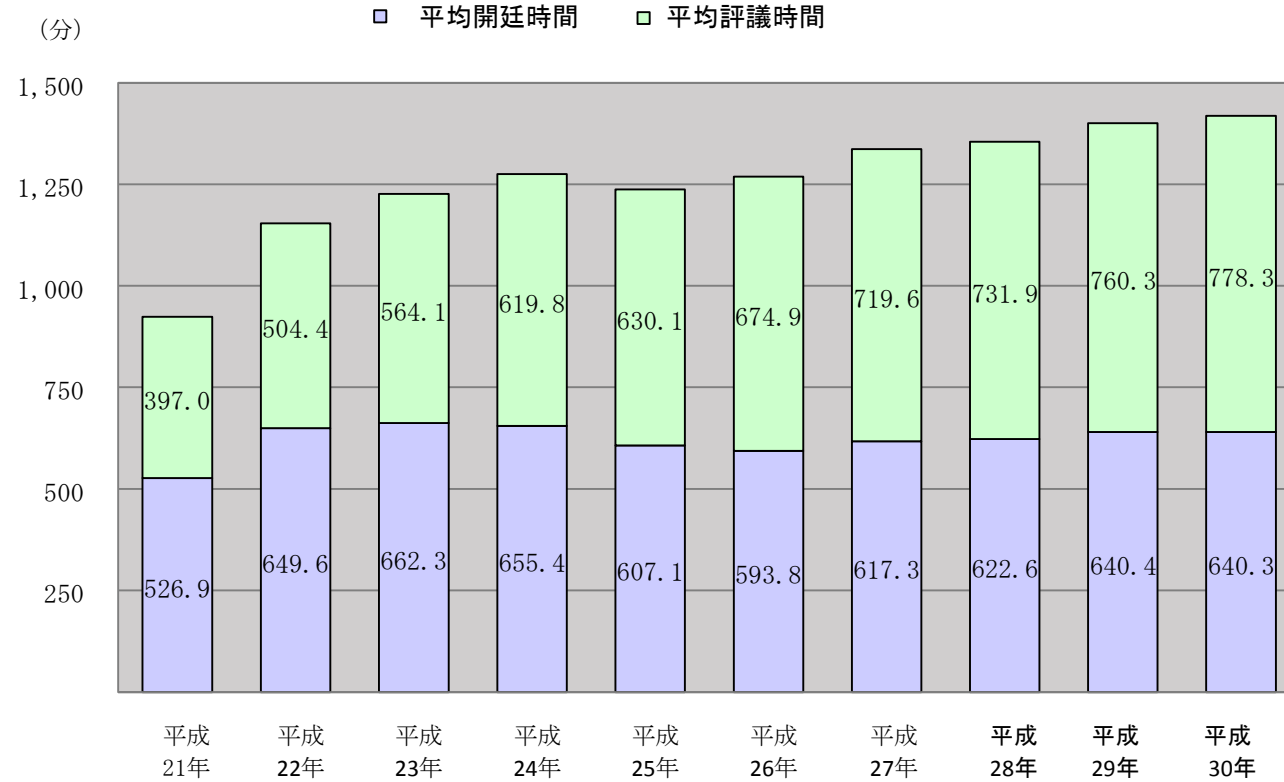
(2) 公判前整理手続の長期化に対する取組み(岡山)

ア 当事者とのスケジュールの共有

イ 争点の早期確定への目標設定

(裁判員制度10年の総括報告書より)

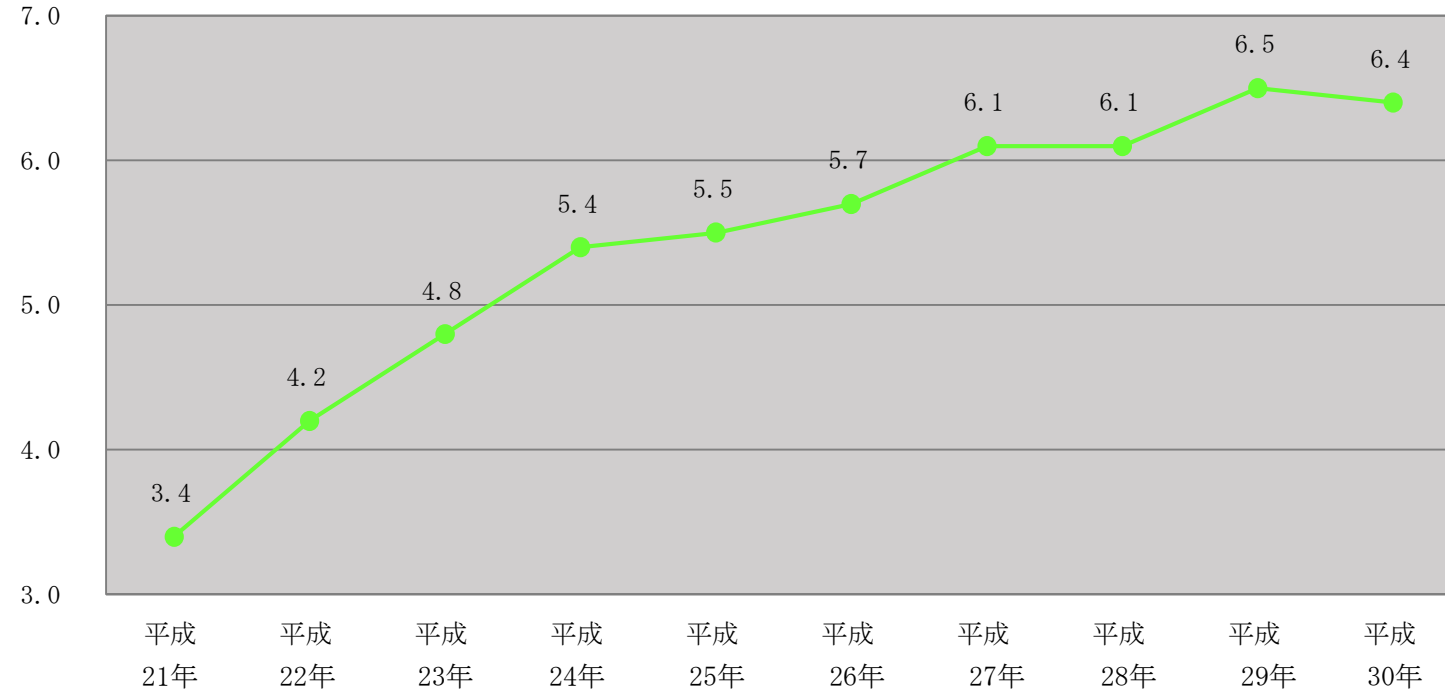
図表 1 3 平均開廷時間と平均評議時間の推移



- (注) 1 平均開廷時間は、刑事局への個別報告による概数である。
2 平均評議時間は、刑事通常第一審事件票により、平成30年は速報値である。

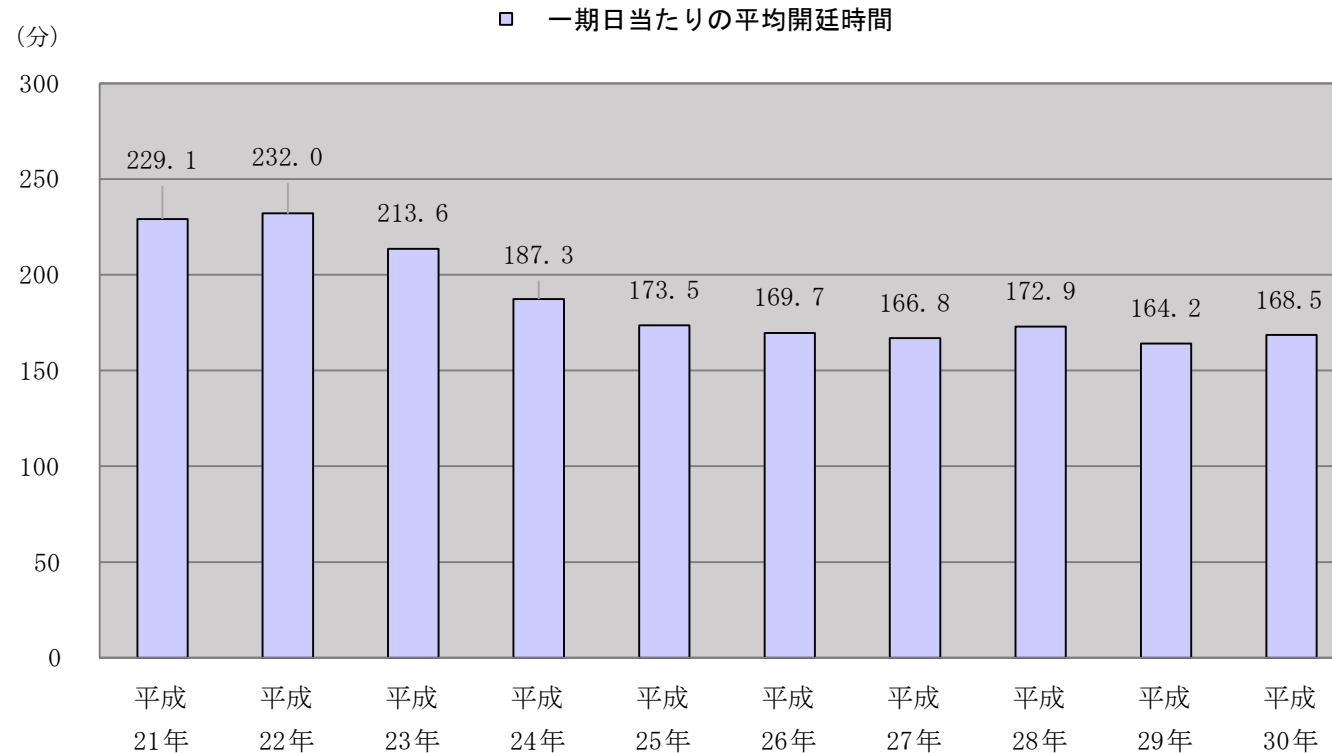
図表 1 4 平均実審理予定日数の推移

(日)



- (注) 1 実審理予定日数は、裁判員等選任手続期日のお知らせに記載されている公判期日等（評議のみ、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である。
2 刑事通常第一審事件票により、平成30年は速報値である。

図表15 一期日当たりの平均開廷時間の推移



(注) 1 一期日当たりの平均開廷時間は、開廷時間を、開廷回数-1で除したもの(=開廷時間÷(開廷回数-1))である(開廷回数のうちの1回を判決宣告のみと仮定)。

2 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告により、平成30年は速報値である。

(3) 評議時間に対する納得

(裁判員制度10年の総括報告書より)

図表22 評議時間についての裁判員経験者アンケート結果

	適切だった などとするもの	短かった などとするもの	長かった などとするもの	アンケート 回収枚数
累計	1,601	803	210	64,179
平成21年	32	29	3	781
平成22年	246	183	33	8,285
平成23年	229	103	25	8,458
平成24年	244	113	35	8,331
平成25年	177	87	28	7,698
平成26年	152	70	16	6,730
平成27年	279	60	21	6,580
平成28年	117	61	13	6,208
平成29年	63	61	19	5,392
平成30年	62	36	17	5,716

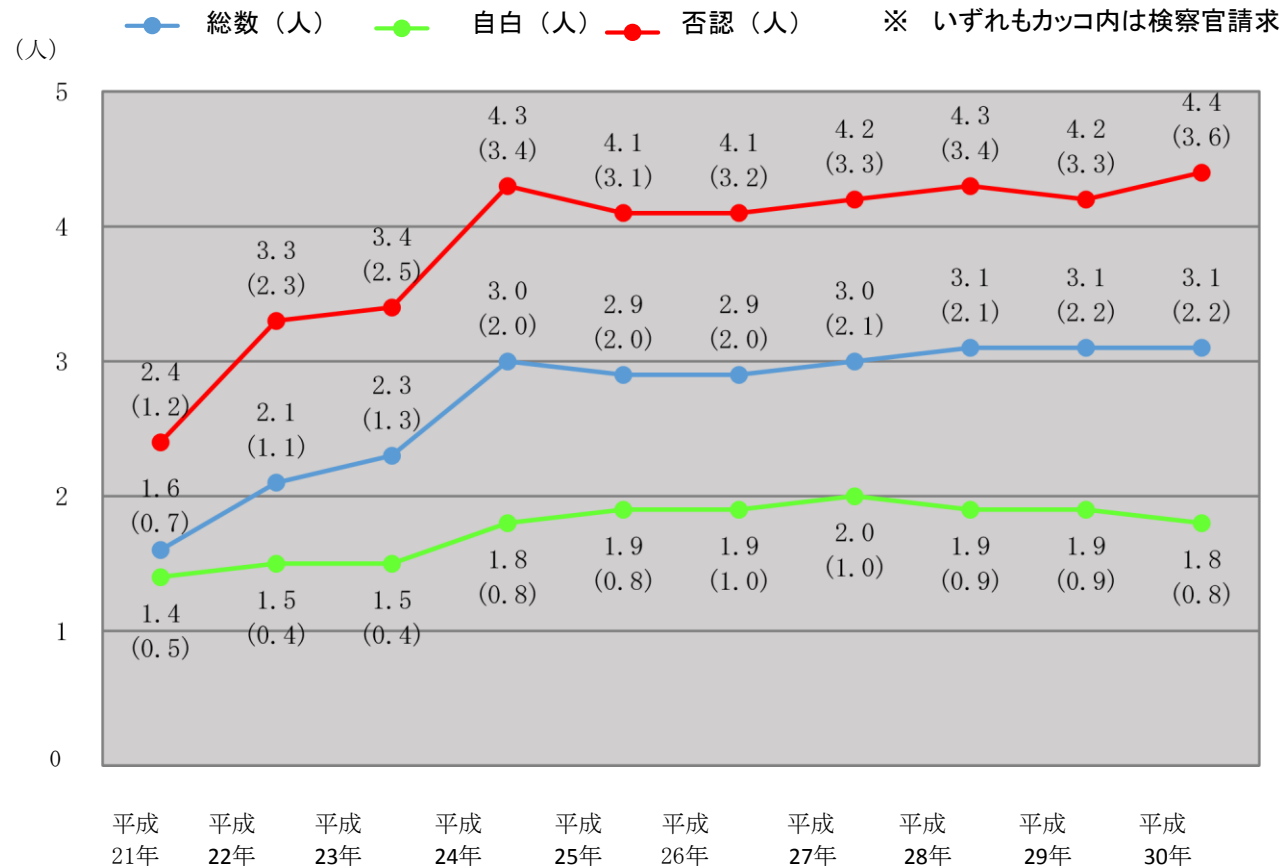
- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。
2 自由回答に記載があったものを集計したものである。
3 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）

4 分かり易い審理と国民の感覚の受け止め

(1) 分かり易い審理のために(法廷での尋問を中心)

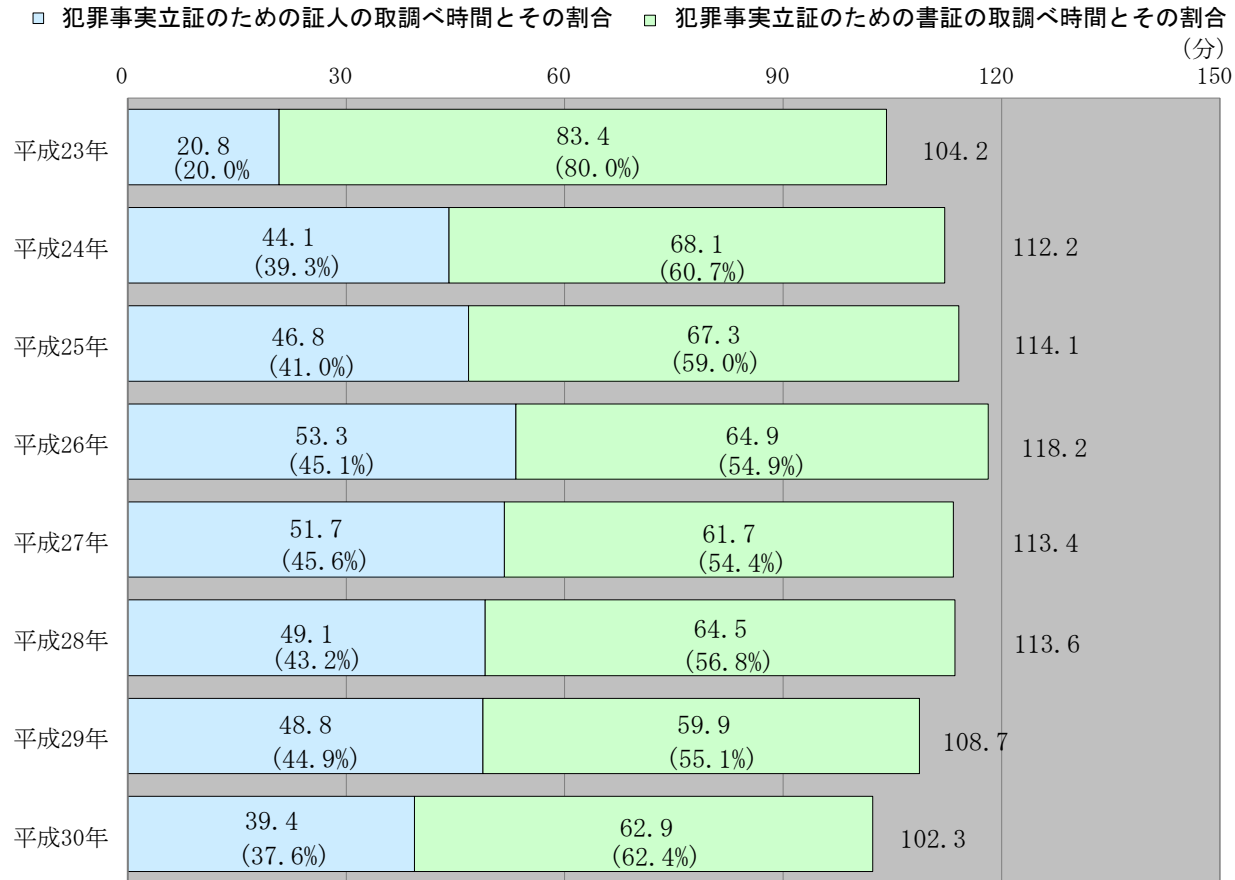
(裁判員制度10年の総括報告書より)

図表16 平均取調べ証人数の推移



(注) 刑事局への個別報告による概数である。

図表17 自白事件における犯罪事実立証のための証人及び書証の取調べ時間とその割合(検察官請求)



(注) 刑事局への個別報告による。平成23年1月から平成27年12月までは判決宣告数(ただし、判明のみ)により、平成28年1月からは実人員である。

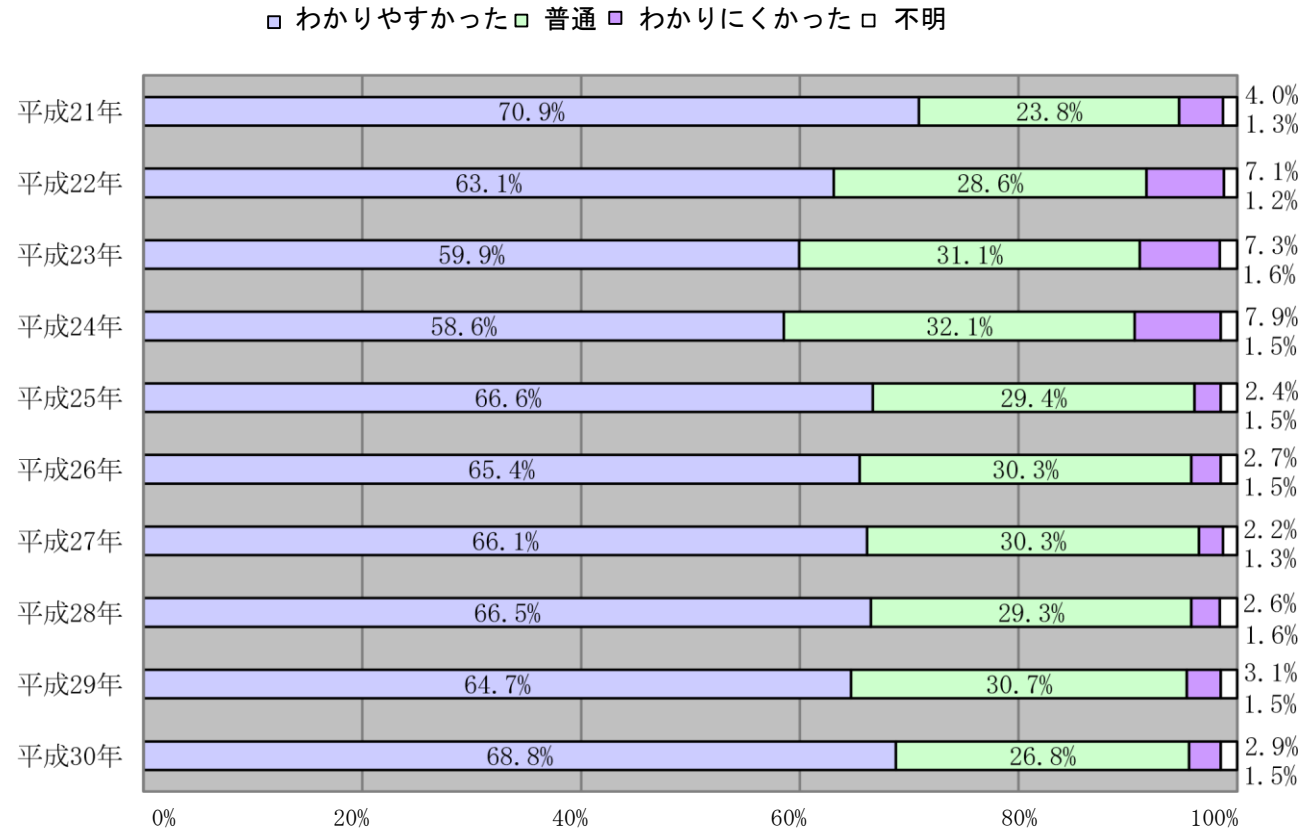
(2) 難解な法律概念の説明

(例) 正当防衛

冒頭陳述を時系列で行い、注目すべき事実を指摘。一般のイメージとの違いを要件ごとに説明。評議でも説明。

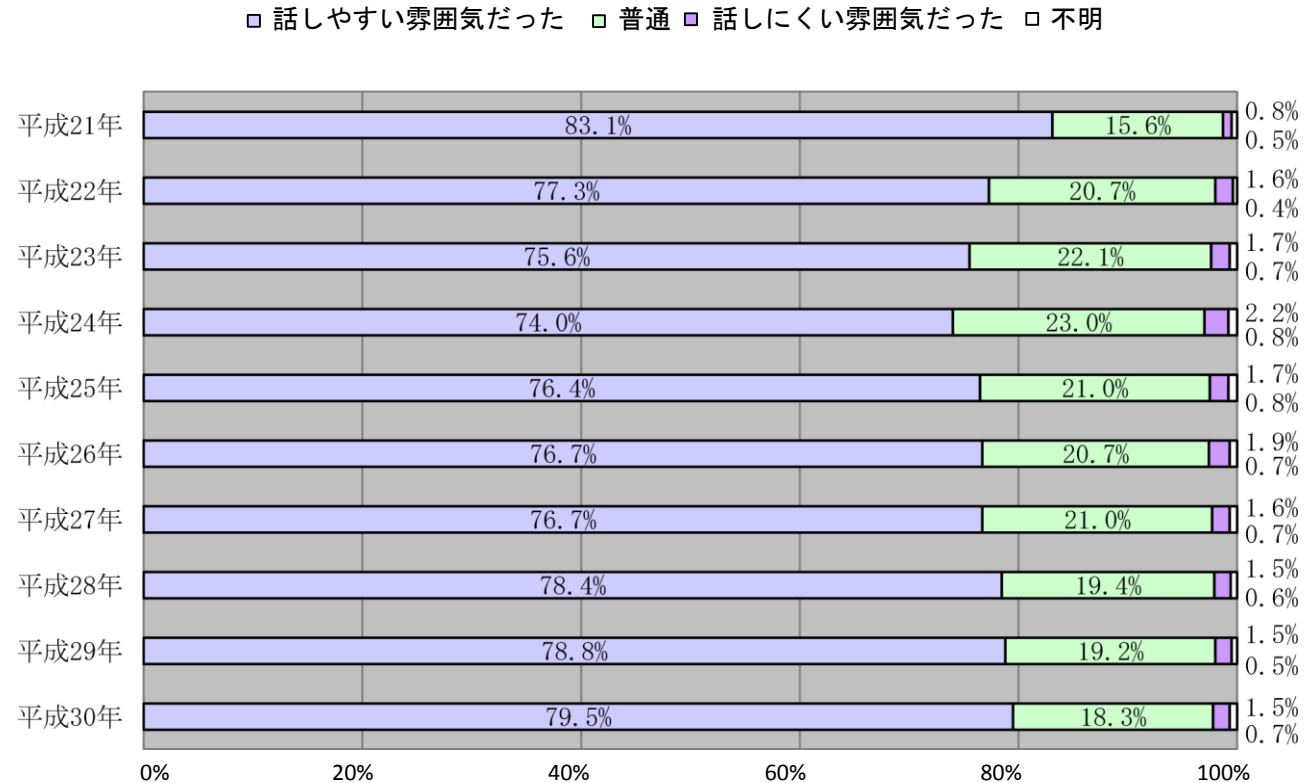
(裁判員制度10年の総括報告書より)

図表 1 8 審理内容のわかりやすさ



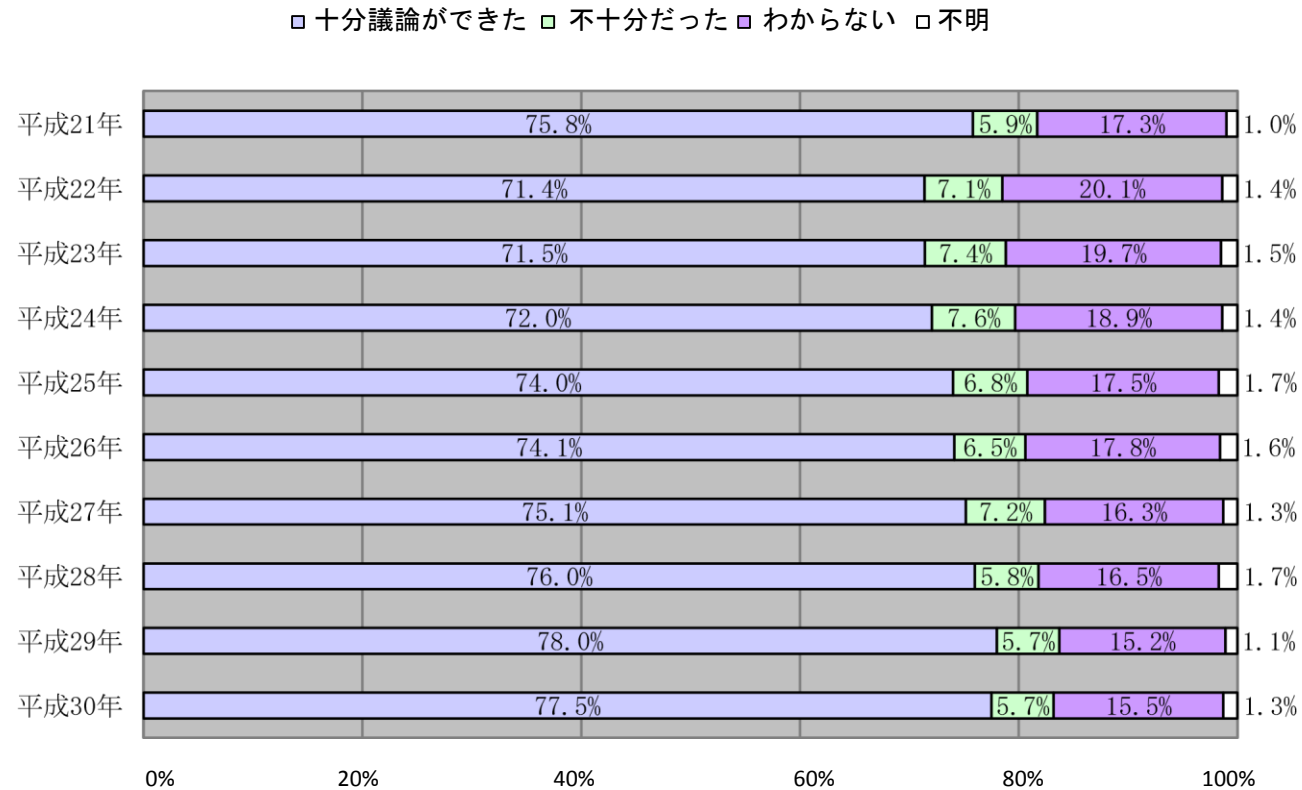
- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）
3 欄外の数値の上段は「わかりにくかった」、下段は「不明」の数値である。

図表19 評議における話しやすさ



- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
2 裁判員のみを集計(補充裁判員を含まない。)
3 「評議における話しやすさ」のグラフのうち、欄外の数値の上段は「話しにくい雰囲気だった」、下段は「不明」の数値である。

図表20 評議における議論の充実度

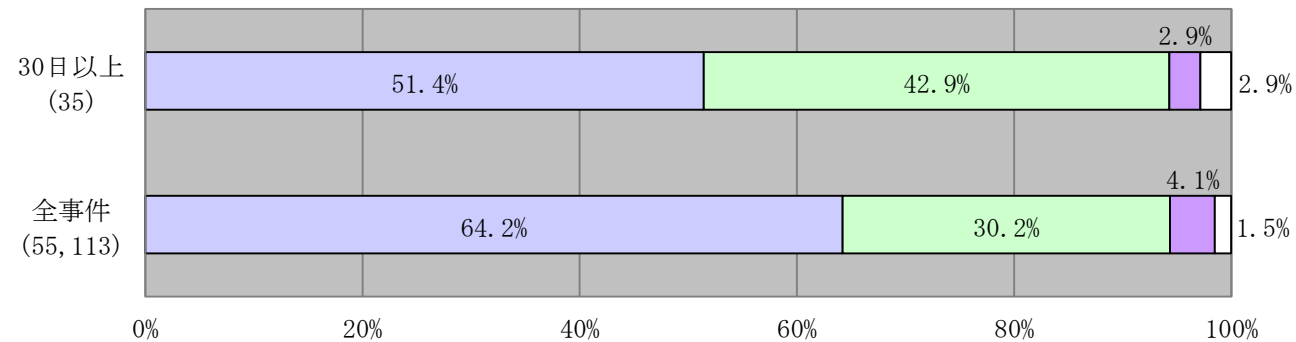


(注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）

図表2-1 審理内容のわかりやすさ，評議における話しやすさ，評議における議論の充実度（長期審理事件（審理実日数30日以上。平成23～30年度））

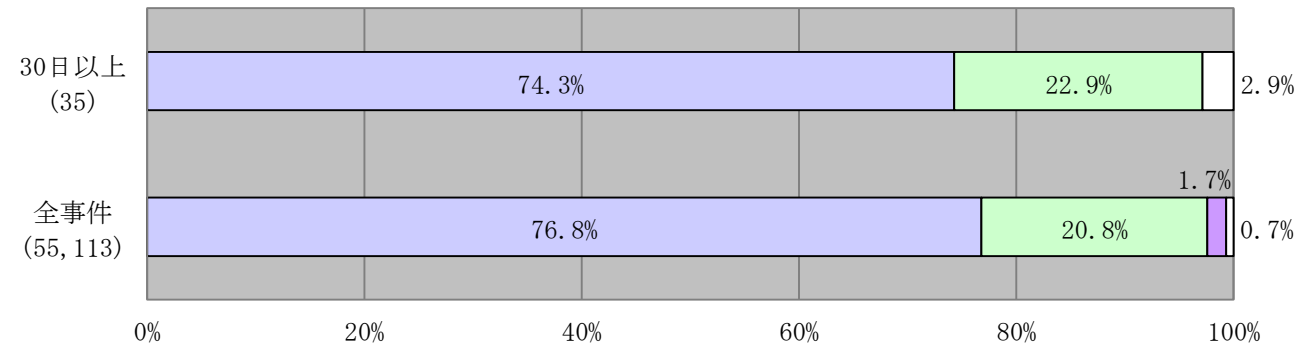
審理内容のわかりやすさ

□ わかりやすかった □ 普通 □ わかりにくかった □ 不明

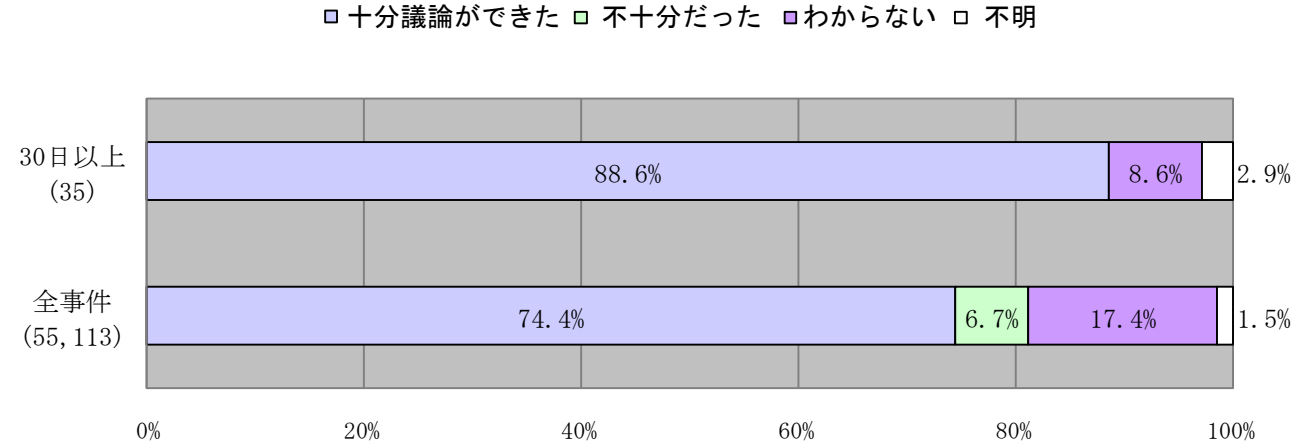


評議における話しやすさ

□ 話しやすい雰囲気であった □ 普通 □ 話しにくい雰囲気であった □ 不明



評議における議論の充実度



- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。
2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）
3 審理実日数は、実際に審理を行った日のみ（審理及び評議を行った日を含む。）を計上したものであり、裁判員等選任手続や評議、判決宣告のみを行った日は含まない。
4 平成22年度までは、アンケートの審理実日数区分が平成23年度以降と異なるため、30日以上のデータを抽出できない。
5 審理実日数30日以上の実審理期間は、87～207日であり、いずれも2か月を超える。

5 国民の理解と今後の広報活動

(1) 裁判員等の精神的負担の軽減

ア 裁判所職員の付添い, 見守りなど

イ 刺激的な証拠(遺体写真等)の扱い

ウ メンタルヘルスサポート窓口

(2) 広報活動

ア 岡山地方裁判所見学・傍聴

イ 模擬裁判員裁判

(ア) 5月21日, 裁判員制度10周年記念及び憲法
週間行事として模擬裁判員裁判を実施

(イ) 夏休みキッズ法廷

(ウ) 冬休みジュニア法廷

→ (イ), (ウ)は現に裁判員に選ばれる可能性
のある保護者や将来的に裁判員に選ばれる
可能性のある子供に向けたものとして実施

ウ 裁判員等経験者との意見交換会の開催
(議事録のウェブサイトへのアップ)

エ 裁判員制度の出前講座

6 最後に

出席率・辞退率の改善等のためには、裁判員裁判に参加する国民の理解や協力が必要であると思われるが、その実現のために、今後、さらに、どのような企業への働きかけや広報活動を行うことができるかについて、ご意見をお伺いしたい。